

滞納強化月間に伴う休日・夜間 臨時納税窓口の開設について

毎年12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です。これに伴い住民課では、休日・夜間臨時納税窓口を下記の日程で、役場1階住民課で開設します。普段お仕事をどの都合で納税ができない方、また、納税に関するご相談などがございましたら、この機会を是非ご利用ください。

① 休日臨時納税窓口（午前9時～午後5時まで）
12月15日（日）・21日（土）の2日間

② 夜間臨時納税窓口（午後5時15分～午後8時まで）
12月10日（火）・18日（水）・26日（木）の3日間

12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です



東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施しています！

都と区市町村では、安定した税收確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、捜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。



納税広報



納税推進



滞納処分

東京都 一致団結 未納

土地の現況に変更はありませんか

固定資産（土地）に対する課税は、賦課期日（毎年1月1日）現在の現況で課税しています。所有している土地の現況に変更がある場合には、住民課までご連絡をお願いします。

家屋の取り壊しをしたら届出をお願いします

所有する家屋の全部または一部を取り壊した方は、家屋滅失届を住民課まで提出してください。なお、登記している家屋については、東京法務局西多摩支局で滅失の登記が必要となります。

税理士による相続税などの無料相談会

税の専門家である税理士が、相続税などのご相談に個別に応じます。（秘密厳守）
〔日 時〕 12月19日（木）午後1時～4時
〔会 場〕 福祉会館会議室（2階）
〔相談時間〕 1人30分間
〔定 員〕 6組
〔申 込〕 電話予約が必要
（定員6組になり次第締切り）

奥多摩町にセカンドハウスをお持ちの方へ 「家屋の利用状況に関する申告書」提出のお願い

固定資産税における住宅用地に対する課税標準の特例は、別荘用地が除外されます。

ただし、セカンドハウスについては、おおむね毎月1日以上（年間を通じてこれと同程度）居住している家屋である場合は、住宅として認められ、住宅用地の特例が受けられる場合があります。町では、住宅用地に対する課税の適正化を図るため、「家屋の利用状況に関する申告書」で利用状況を確認します。奥多摩町にセカンドハウスをお持ちの方は、「家屋の利用状況に関する申告書」（12月に町から申告書用紙を発送します。）に、毎月の利用状況がわかる証明書（光熱水費の領収書など）を添付し、令和2年1月31日（金）までに住民課へ提出してください。

なお、住宅として使用していた家屋を相続により取得した場合は、当面の間、別荘またはセカンドハウスとして取り扱いませんので、「家屋の利用状況に関する申告書」の提出の必要はありません。

※このページの内容の問い合わせ、申し込みは、住民課 ☎83-2190